

高砂市地域公共交通会議設置要綱 新旧対照表

新	旧
<p>(協議事項)</p> <p>第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の<u>態様等に関する事項</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p><u>(5) 第8条に規定する運賃協議部会における乗合旅客運送の運賃又は料金に関する事項</u></p> <p><u>(運賃協議部会)</u></p> <p>第8条 <u>道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第4項に規定する協議会として協議部会(以下「運賃協議部会」という。)を置く。</u></p> <p><u>2 運賃協議部会は、第3条第2項に規定する委員のうち、別表に掲げる者をもって組織する。</u></p> <p><u>3 運賃協議部会に部会長を置き、都市創造部長をもって充てる。</u></p> <p><u>4 部会長は、会務を総括し、運賃協議部会を代表する。</u></p> <p><u>5 部会長は、運賃協議部会の会議を招集し、その議長となる。</u></p> <p><u>6 運賃協議部会は、原則公開するものとする。ただし、部会長が認めるとき、又は運賃協議部会が公開しない旨を決議したときは、公開しないことができる。</u></p> <p><u>7 第8条第2項から前項までに定めるもののほか、運賃協議部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。</u></p> <p>(庶務)</p> <p>第9条 <u>交通会議及び運賃協議部会</u>の庶務は、都市創造部都市住宅室都市政策課において処理する。</p> <p>(その他)</p> <p>第10条 この要綱に定めるもののほか、交通</p>	<p>(協議事項)</p> <p>第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の<u>態様、運賃、料金に関する事項</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 <u>交通会議</u>の庶務は、都市創造部都市住宅室都市政策課において処理する。</p> <p>(その他)</p> <p>第9条 この要綱に定めるもののほか、交通会</p>

会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通
会議に諮り定める。

議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会
議に諮り定める。

別 表（第8条関係）

<u>運賃協議部会の委員となるもの</u>	<u>備考</u>
<u>一般乗合旅客自動車運送業者及び</u>	<u>2人</u>
<u>その他関係者が組織する団体</u>	<u>以内</u>
<u>市が定める住民又は利用者の代表</u>	<u>1人</u>
<u>神戸運輸監理部の職員</u>	<u>1人</u>
<u>市が定める市の関係機関の職員</u>	<u>1人</u>